

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第835回

令和2年2月14日（金）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第835回 議事録

1. 日時

令和2年2月14日（金） 11：30～12：00

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

石渡 明 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山形 浩史	緊急事態対策監
大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
小山田 巧	安全規制調整官
内藤 浩行	安全規制調整官
熊谷 和宣	管理官補佐
三井 勝仁	上席安全審査官
田上 雅彦	上席安全審査官
佐藤 秀幸	主任安全審査官
佐口 浩一郎	主任安全審査官
谷 尚幸	主任安全審査官
内田 淳一	主任技術研究調査官
菅谷 勝則	技術研究調査官
宮脇 昌弘	技術研究調査官

日本原子力発電株式会社

和智 信隆	取締役副社長
北川 陽一	執行役員
斉藤 史郎	開発計画室長

入谷 剛	開発計画室	部長
野瀬 大樹	開発計画室	地盤・津波グループマネージャー
長野 敏明	開発計画室	地盤・津波グループ
中村 則一	開発計画室	地盤・津波グループ
野中 和太留	開発計画室	地盤・津波グループ
五十嵐 勇治	開発計画室	地盤・津波グループ
大平 拓	発電管理室	プラント管理グループマネージャー
青木 正	発電管理室	プラント管理グループ

4. 議題

- (1) 日本原子力発電（株）敦賀発電所2号炉の地震等に対する新規制基準への適合性等について
- (2) その他

5. 配付資料

資料1-1	敦賀発電所2号炉 敷地の地形、地質・地質構造 令和2年2月7日審査会合資料の作成における当社の考え方と今後の対応について
資料1-2	敦賀発電所2号炉 敷地の地形、地質・地質構造 令和2年2月7日審査会合資料の作成における当社の考え方と今後の対応について 添付資料

6. 議事録

○石渡委員 定刻になりましたので、ただいまから、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第835回会合を開催します。

本日は、令和2年2月7日審査会合資料の作成における事業者の考え方と今後の対応について説明をしていただきます。

それでは、本日の会合の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

本日の審査会合は、日本原子力発電株式会社から、敦賀2号炉の先週の件に関して、ぜひ説明したいとの要望があったことから、開催することにいたしました。資料は2点でございます。

事務局からは以上でございます。

それから、説明時間は10分厳守でお願いしたいと思います。

○石渡委員 よろしければ、このように進めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

日本原子力発電から説明をお願いします。できれば10分以内で。もし15分を超えたら、途中でも中止とさせていただきますので、よろしくお願いします。

どうぞ。

○日本原子力発電（和智） 日本原子力発電の和智でございます。

先週の審査会合におきまして、提出資料の柱状図の中に、以前の審査会合の資料から記載を削除・変更を行った箇所がありまして、生データである柱状図を書き換えることはあってはならないということの御指摘を受けました。今日は、早急に説明の場を設けていただきましたことをお礼申し上げます。この場で、当社の考え方と、それから変更の経緯、内容について御説明申し上げたいと思いますが、概要をちょっと御説明します。

まず、生データにつきましては、変更・削除等することはあってはならないということの御指摘に対しては、私ども全く同じ考えでございます。これは弊社全体、その考えに間違いございません。その上で柱状図の記事欄の記載に対する考え方につきまして、前回の審査会合の場でご議論いただきました結果、少しそこに私どもとの考え方の違いが明らかになりましたので、弊社としましては、柱状図の扱いに関する考え方が適切ではなかったと考えて、改めたいというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。

今般、柱状図はその記事内容も含めて、生データとして扱うという方針のもとに、記載を削除するようなことは一切行わず、審査の中でしっかりと認識、共有化されて適切なご判断をしていただけるようにいたしたいと思っております。

また、前回御指摘がございましたけれども、その方針に沿った視点、いわゆる生データとして扱うという方針に向かって、過去にお示しした審査資料等に同様の変更がないかどうかについても現在調査中であります。

今日は、今回の変更の事実関係を経緯を含めてご説明させていただきたいと思います。

重ねますが、弊社といたしましては一切こういった生データを意図を持って変更したという事実はございません。また、この柱状図に関する記載についても考え方の相違があって、今回の規制庁殿、あるいは私どもからこの柱状図に対する考え方を改めまして、適切な対処をしてまいりたいというふうに考えております。冒頭にちょっとご説明を申し上げます。

では、ご説明をお願いします。

○日本原子力発電（入谷） 日本原子力発電の入谷でございます。

ただいまから資料の1-1、1-2を用いまして、先日御指摘のございました資料の作成の経緯と今後の対応について説明させていただきます。

まず最初に、今もございましたが、私どものデータに関する取り扱いが適切でなかったということをそういうふうに思っておりまして、本当に申し訳ございませんでした。

まず、資料1-2の1番の柱状図の記事欄の記載について説明をいたします。スライドのほう、資料1-2の①をお願いいたします。柱状図にはボーリングコアの肉眼観察の結果を記載することを基本としてございますが、変位センスなど、その他の観察・分析から得られる情報につきましても、あわせて記載することとしておりました。

②をお願いいたします。破碎部の性状の記載につきましましては、肉眼観察を基本としておりますが、薄片観察を行ったものは薄片観察による断層区分を行いまして、これを一番左の列にある固結の程度、粒径による区分で表記することとしておりました。もう少し具体的に説明いたします。例えば、赤枠で示したような肉眼観察で断層ガウジと判断されたのは未固結粘土状部と記載しております。ちょっとこの矢印が右から出ていますが、実際はものそのものを見るということですので、未固結であるとか、粘土状であるというのがまずそれがわかるということで、ちょっと矢印の向きが適切でないかもしれません。その後、青枠で示しましたようなカタクレーサイトの組織の特徴が薄片観察認められた場合にはカタクレーサイトと認定しまして、これを一番左側の固結の程度等で表記するというようにしておりました。この際に、掘削時のコアの性状を示します未固結粘土状部という記載はそのまま残した上で、断層岩としては薄片観察に基づき、カタクレーサイトと判断したということを単純に追記すべきでございました。

また、カタクレーサイトの表記に当たりまして、肉眼観察の所見の記載表現と同じような固結の程度ですとか、粒径による区分で表記してしまったこともよろしくなかったと、避けるべきだったと思っております。

③をお願いいたします。ただいま説明したような記載を行っていたため、こちらの柱状図にございますように、左側では肉眼観察で未固結粘土状部と記載していたものが薄片観察の結果を、それで上書きしてしまったので、右側のような固結粘土状部と記載されるような状況が発生しておりました。先日の審査会合の御指摘はまさにこの点についての御指摘でございました。御指摘の趣旨を踏まえて、次のような問題があるという認識をいたしました。

④をお願いいたします。1つは御指摘のとおりでございますが、薄片観察による所見が肉眼観察の記録を上書きしてしまっておりまして、資料上は全く見えないことになっております。2つ目はここに記載される所見が肉眼観察なのか、別の観察に基づく判断なのかも全く記載されてございません。このため、まず1つ目につきましては、当然であると御指摘を受けるかと思いますが、ボーリング掘削時の破碎部性状を記載して、以降は変更しないという対応をいたします。また、2つ目につきましては、断層岩区分を表記する場合には、断層岩の名称を用いるとともに、判断の根拠を必ず明記するという対応をいたしたいと思います。

以上が経緯の事実関係と対応になりますが、いずれにしましても、データに関する取り扱いが適切でなかったという認識を持ちました。本当に申し訳ございませんでした。

続きまして、資料の1-1の3番目、こうした記載の見直しを行った箇所に関する説明をいたします。

資料1-2の⑤をお願いいたします。こちらは、先日の審査会合におきまして、K断層の連続性評価を説明させていただいた際に用いた資料の1つでございます。このときに石渡先生のほうから、薄片観察の結果で柱状図記載を見直した箇所がK断層南方に偏っているのではないかとご質問をいただきました。

⑥をお願いいたします。こちらの先ほど、今しがたお示しましたK断層の南方も含め、これまでには薄片観察の結果で柱状図の記載を上書きしてしまった箇所を表してございます。ご覧いただいている図は、これまでの審査会合の本編資料に見直し理由を記載しまして、説明させていただいたものになります。その際の資料の一部をサンプルとして⑦、⑧につけてございます。⑥の資料の中で赤で示したものが、こちらが今回の御指摘に該当するものでございます。ただ、右側の11月の審査会合の絵にはモデル化しない破碎部、この絵に表示されていないものもございますので、こちらにつきましては、後ほど説明いたします資料の総点検の結果報告の際にあわせてご報告させていただきたいと思います。

続きまして、資料の1-1の4をごらんいただきたいと思います。前回の審査会合の資料につきましては、変更箇所の説明がなかったとの御指摘を受けました。これまで提出資料につきましては、変更箇所に黄色い枠をつけるなど明記しておりましたが、昨年10月の審査会合におきまして、誤記やデータの追加を全て更新して最新の形で資料を提出することとの趣旨の御発言を、我々が変更箇所を明記していない最新版の資料だけを提出すればよいというふうに受け止めてしまっておりました。先日の柱状図につきましても、本編資料で説明した変更に伴う変更だったこともあり、個別の説明を行ってごさいませんでした。いずれにしましても、変更箇所の説明に関しましては、まずは当社がしっかりと確認を取るべきであり、変更箇所について明示的に説明すべきでございました。

○日本原子力発電（斉藤） 5番まとめと今後の対応でございます。こちら斉藤のほうからご説明させていただきます。

当社、柱状図の記載欄、記事欄の位置づけが規制庁殿との間で異なっていることを十分に把握できていなかったと、冒頭、和智が申し上げましたように、今は当社の扱いに関する考え方が適切ではなかったというふうに考えてございます。また、資料の変更修正に関わるNRA殿との意思疎通が十分ではなくて、また、さらには当社からの説明にも不十分なところがございました。このような、前回のような御指摘を重く受け止めまして、以下の4点の対応させていただきたいと思っております。

1点目でございますけれども、柱状図などに記載した観察記録につきましては、今後は削除することなく、記載のみを行うと。こちら、今、添付資料9を示してございますが、この右側の一番右側の改定案と書いてあるような形で、記載し提出させていただきたいというふうに考えてございます。

2点目でございますけれども、変更欄に黄枠をつけるという従前の運用はもちろんです。さらに注記、または改定リスト、こういったものを用いて変更箇所と理由を必ず明確にして、御説明するというところに改めたいと思っております。

3点目でございます。これ、資料10をお願いいたします。観察記録につきまして、今回同様の変更箇所を総点検で抽出して、当初の記載がわかるよう適正化した上で改めて提出させていただくのと、またそれ以外の資料についても点検して、その結果を御報告したいと考えてございまして、こちら資料10にございますように、対象とするのはボーリング柱状図、コア写真と薄片観察資料、また性状一覧表、こういったものをこれまで提出させていただいたものを改めて点検します。報告時期は2週間程度、2月の下旬には報告できるよ

うに調査してまいりたいというふうに考えてございます。

最後でございます。審査資料に係る社内管理を強化いたしまして、今回のような事案の再発を防止していきたい。具体的にはデータ集の変更管理、これは社内で徹底していくということと、第三者によるレビューによる強化、そういったことも考えてまいりたいと考えてございます。

当社からの御説明は以上なります。前回審査会合では、誠に申し訳ございませんでした。
○石渡委員 それでは、質疑に入りたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

○内藤調整官 規制庁、調整官、内藤です。御説明をありがとうございました。

今回の会合ですけど、先週の会合を受けて御説明という形になっているんですけども、我々のいわゆる記事の部分の軟弱部の扱いについては先週の会合でも指摘したとおり、非常に問題だという形では認識しているんですけども、事業者として何を改めるのかというところについて、ちょっとまずコメントしたいと思います。

我々は前回も説明をしていますけれども、断層の性状に関するものというのは、これは審査における一次データであって、このボーリングコア観察記事は書いたものの一次データを削除してはいけないというのが原則でしょうということは前回も言っています。ここの部分は、前回の会合で事業者さん口頭で説明されていましたが、事業者の総合的な判断結果と異なるという理由で審査資料に記載してあった生データが削除・変更されるという形で提出をされてしまうと、データに基づいて判断を行っていくという、今やっている審査の前提が崩れてしまうことになる、ということになるというふうに考えていて、これ大きな問題だというふうに考えていることは、また再度申し上げたいと思います。今回、資料1-1と資料1-2という形で事業者さんの現在の見解という形で示していただきましたけれども、ここの個別の話についてはここではちょっと議論はしないでおきたいと思いますが、今回の事業者の説明を、口頭の中で、書いていることを一部補っていただいておりますけれども、先ほど述べたような我々の認識に対してのどうするのかという部分の認識があんまり読み取れないというふうに考えています。お願いというか、ちゃんと整理をしていただきたいと思っているのは、新規制基準適合審査においてその審査資料、今回問題になっているのは添付で出ている柱状図になりますけれども、ここの記事には本来何を記載すべきなのかと。事業者としてどう考えているのかということはまず、明確にさせていただきたいというふうに考えています。その上で、何を書くべきかということと、

今回記事の上書きとかそういうことをしてしまっているわけですがけれども、そこを比較をした上で、事業者として、どういうことを誤っていて、どういうふうに改めていくべきなのかというところの考え方もあわせて御説明いただきたい。まずは、柱状図の記事と一次データになるものについて何を書くべきなのか、何を書くべきだったのかですね、という考え方をまずきちんと書いていただくということと、では、今後、そうになっていなかったわけなんですけど、今回の事案を考えれば。では、どういうところが誤っていて、どういうことを改善すればいいのかと、その部分についてきちんとそこも明確にした上で御説明いただきたいと思っているんですけれども、その部分はよろしいでしょうか。

○石渡委員　いかがですか。

○日本原子力発電（斉藤）　原電、斉藤でございます。

ただいまの内藤調整官の御指摘は、しっかりと受け止めました。審査資料、今回のような記事欄に何を書くべきかをまず事業者としての考えを整理すると。また、事業者として、それを踏まえて、事業者として、今回の誤りをどう考えるか、またそれをどう改善していくかをまとめること、それをきっちりまとめまして、改めて御説明させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○石渡委員　内藤さん、よろしいですか。

大浅田さん。

○大浅田管理官　地震・津波管理官の大浅田ですがけれども、今日の資料と説明を聞いている限りでは、端的に言うと、要するに事業者さんとうちの間で何か認識のずれがありましたと。それは意思疎通が図れていませんでしたと、だから今後意思疎通を図りながらやっていきますと、何かそういう説明にしか私には聞こえなくて、そうではなくて、根本的になんで認識のずれ、ボーリング柱状図に対する認識のずれがなんで起こるのかというのは私らにとっては不思議で、ボーリング柱状図というのは、当然、我々、別に生データだけを書くとは思ってなくて、それはJISに書いてあるとおり、ボーリングコアの観察結果とその後のコアのいろんな薄片観察も含めた結果、それを書くこと自体は別に構わないと思っているんだけど、元のデータが書き換えられるというところになんでそういう認識になるのかというところが非常に不思議なんですよね。当然ながら、ボーリング柱状図というのは別にどの分野でもそうなんですけど、技術者が書いた情報をきちんと整理したもので、それは技術者同士の間で情報を共有するためにつくっているものなのだから、それが

勝手に削除されたり書き換えられるというのは私らは考えられないし、みんなそう思っているし、それはどこの業界でもそうだと思うので、なんでその認識がずれたのかというところはもう1回ちゃんと考えていただかないと、なかなかこの紙を受け取っても、何かこれって意味があるのかと、今日、説明聞くだけ無駄だったなと、ちょっとそういうふうな感じがしました。

○石渡委員　いかがですか。

○日本原子力発電（和智）　日本原子力発電の和智でございます。

御指摘のポイントをちょっと繰り返しになりますけど、私、今回の問題で内藤さんも含めておっしゃった何が悪いのかということ、それからどこを変えるのか、それでそのポイントなんですけど、3点ほどあると思っていまして、1つはこの柱状図そのものに対する認識の違い、生データ全てが柱状図の中にあるものが生データなのか、それとも、そこに評価を書き加えても構わない、それは生で評価を書き換えたものも含めて生データというかどうかというところに、正直ずれがあったと思っております。我々は、まさに見たまま、写っているままだを生データというふうに捉えておりました。その後に、いろんなほかのところから出てきたデータもあわせてこの記事欄というところに記載するという形で、そういったようなものもあわせて、生の部分もあれば、直接、生でないものも含めて、そういったデータを書くことにしておったということが我々思っておりました。まず、それについては、私どもこの間の審査会合の中で、この記事、柱状図そのものがいわば生データであるならば、そういったものを後からの評価によって書き換えるというのは、基本的にすべきではないというふうにお考えだというふうに私どもわかりましたということで、このところは我々の考え方を見直す必要があると、改める必要があるというふうに思った点が1点でございます。

それから、次は、今度はその書き換え方の話でございまして、これ、端的に言えば、生データを書き換えたということになるわけですが、そういうふうなことではなくて、我々はあの部分の生データの部分とそうでない部分について、いえば評価の結果とかそういったものも追記している。その評価が変わることによって、その評価を書き換えたわけなんですけど、それに対するその説明もどこにもなくて書き換えたこと、これが2つ目の悪い点であったというふうに思っております。そういった2点を踏まえまして、それをきちんとわかるような形でご説明、この中に、審査にお使いのこの資料の中にそういったことがきちんと盛り込まれていなければ、適正な審査には至らないというふうに反省いたし

ましたので、その旨を改善したいというふうに申し上げたという次第でございます。

○大浅田管理官　ちょっと今日、冒頭申し上げましたように、急遽組み込んだ関係で時間がないので、個別には議論はしませんので、そういった点を含めて考えていただきたいと思いますというふうに思います。

○石渡委員　ほかにございますか。

内藤さん。

○内藤調整官　規制庁、調整官の内藤です。

あとをお願いというか、やっていただきたいんですけれども、柱状図記事の削除・変更されたという経緯とその考え方について、ちょっと資料をきちんとつくって出していただきたいということなんですけれども、先週の会合の後、先週の会合では十数個、記載が変わっていますよねという話しましたが、あれは薄片観察とコア観察の関係のところのやつを見てそう言ったんですけれども、その後、今回改めて今回議論になっていた10本のボーリングの柱状図の変更箇所を確認してみました。その結果として、事業者さんのほうでまだ説明していない記事の変更箇所というところがざっとみた形では1箇所あって、具体的に言うと、H27B-1孔というもので、資料ないので、参考3でいうと155ページになるんですけれども、ここのところで52.72mのところが、今回出ている資料って、ずれのセンスが左ずれセンスであるとして書いてあるんですけれども、前回のものは右ずれセンスとなっていて、こういった形の書き換え、これ、運動センスの話ですので大きな変更になるんですけれども、そういった書き換えもあるということは確認をしました。このような形で柱状図、まず我々見たのは10本だけなんですけれども、ほかは全部チェックまではしきれていないんですけれども、こういった柱状図の変更が次々と判明してくるという状況の中では、提出されている審査資料としての信頼性に疑問が生じてしまっています。ですので、提出されている柱状図、今、参考資料3という形で60本強ぐらい出ていますけれども、それは審査に使うという形で出されているという認識なんですけれども、それについてどのような変遷がこれまで行われているのかということについて、きちんと明らかにしたいと思っています。なので、その際にちょっとお願いというか出していただきたいんですけれども、柱状図って、これ、今、原電さんのほうでワープロ化してつくっているものだと思うんですけれども、大元はおそらく原電さんがボーリング掘って観察して柱状図つくっているわけではなくて、おそらく外注さんにかけていて、柱状図という形で納品していただいているんだと思うんですけれども、まず、それを出していただきたい。プラス、それ以降

に審査に必要なものという形で出されているものとして考えると、原電さんの場合は、申請書の添付六のところに柱状図を書かれていると。その後、会合としては3回ですか、536回と657回と833回、事業者の資料、一番後ろにも書いてありますけれども、これがあるんですけども、これらをボーリングコアごとにきちんと並べていただいて、どこがどういうふうに変わっていつているのかというのがわかるようにしてもらいたいと思っています。その上で、どうして、どの段階でどのような変更を行ってきたのかというのと、その理由をちゃんと整理していただいて、その結果としての問題点を分析した上で報告をしていただきたいと思います。その際には、事業者として講じる対策も当然、先ほどの議論もありましたが、あると思うんですけども、そういったところをきちんと柱状図並べていただいて、どこがどう変わったのかと変遷がわかるような形で、しかもそこはどのような考え方で変えたのかというのもわかるような形で説明していただきたいと思うんですけども、それはよろしいですか。

○石渡委員　いかがですか。

○日本原子力発電（北川）　原電、北川でございます。

混乱を生じさせるような結果になってしまいました、本当に誠に申し訳なく思っております。今、内藤様から言われました具体的な内容、しっかり理解したつもりでございます。これまでスクリーンに映っております、都度のそれぞれの資料の変遷、それをちゃんと明記すること、それで、大元になっておりますコアの観察所見に関するいわゆる地質観察者の一次所見、それがどういうふうに書かれていて、それがどういうふうに受け継がれて今の申請書、提出した資料とつながっていくか、また見直しをした場合と、変更した理由等もそこから読み取れるような形で比較してご説明をさせていただきたいと思います。

○石渡委員　内藤さん。

○内藤調整官　規制庁、内藤です。その点よろしくお願いします。

一番最初の大元のおそらくボーリング柱状図という形で納品されていると思うんですけども、それは、手書きとかでなっている構わないので、それを見やすさの観点で原電さんがまたワープロで打ち直したとかという話になると、またそこで変わっていないかというふうに思ってしまう部分も今の状態ではありますので、ちゃんとそれは元データをきちんと出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○石渡委員　よろしいですか。

○日本原子力発電（北川）　原電、北川です。

承知いたしました。

○石渡委員　ほかにございますか。大体よろしいですかね。

今の内藤が申し上げた件に関して1つ質問があるんですけども、ここに東海第二発電所、御社の東海第二発電所のボーリング柱状図1束ございます。これを見ると、全てその地質調査業者が納品したものと思われるその元データがそのままコピーされて、ここにまとめられています。それは手書きの資料であるとか、古いもの、昭和33年という日付が入っている古いものから新しいものまで、全て事業者のフォーマットで、だからフォーマットはもう非常に多様でそれぞれ違っています。それをそのままこうやってコピーして東海第二の審査では出してこられているんですよ。もちろん、主任技術者とかコア観察者とかいう名前だけは黒塗りで隠してありますけれども、そういう資料がここにそのまま出されている。ところが、敦賀の審査では、申請書の段階から、最初から全部御社でリライトした柱状図ばかりが出てきていて、元のデータが一切出されていません。これはどういう理由でこういうふうに、御社は同じ会社で東海第二と敦賀でどうしてこう違うんですか。そこを説明してください。

○日本原子力発電（北川）　日本原子力発電の北川でございます。

今、石渡委員、お手元でございますボーリング柱状図、それは東二の新規制基準対応の中で、東海発電所で敷地の中で実施されたボーリング、これだけございますというお話を説明させていただく折に、昔の工事で掘ったものとか地質の調査用のものとかも多々あったわけですけども、それら一切をまず出させていただいたのがお手元の資料でございます。東海第二の申請を行った際には地質調査、地質構造を明らかにするためのボーリングを実施しました分については、申請書に当初、織り込んでございます部分については、規定のフォーマットで、東海の地質構造を明らかにする上で必要な特記すべき事項、いわゆる構造解析に使う鍵層、そういったものに着目したような記載フォーマットで出した部分が申請書用の共通フォーマットになっている部分で、その他のものは過去資料でこれだけの情報で地質は背景わかっておりますという説明のために、工事用のボーリングも含めて出したものがお手元のものでございます。

○石渡委員　ということは、こういうものは敦賀についても出すことは可能だということですね。

○日本原子力発電（北川）　工事用ボーリング等も含めれば、ちょっと大分古いデータになりますが、そういったものもございます。

○石渡委員 わかりました。

ほかに、特になければこの辺にしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、敦賀発電所2号炉の令和2年2月7日審査会合資料の作成における事業者の考え方と今後の対応についてにつきましては、今回の件で事業者が何を改めるべきか、考え方を整理した内容をまとめた文書と、それから柱状図の元データ、それ以後の変遷を整理した資料、これを提出することを求めます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を終了します。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

原子力発電所の地震等に関する次回会合につきましては、来週21日の金曜日は予定してございません。来週以降の審査会合につきましては、事業者の準備状況等を踏まえた上で設定させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○石渡委員 それでは、以上をもちまして、第835回審査会合を閉会いたします。